



9月定例会

ゆうすい 議会だより

平成27年11月17日発行 第44号

〈新しくなった諏訪配水池〉



〈旧配水池（昭和39年築造）〉

主な内容

平成26年度決算 …… P2

平成27年度補正予算 … P7

陳情 …………… P8

一般質問 …………… P10

すべての会計を認定



予算はどいつ

決算審査特別委員会審査報告

活

かされたのか

平成27年第3回定例会において、平成26年度歳入歳出に係る決算の認定に付する議案が上程され、決算審査特別委員会を設置。それぞれの会計の予算執行状況と施策の成果について、審査を実施しました。

審査の着眼点

予算が目的に従って適切かつ効果的に執行できたか。

どのような行政効果が発揮できたか。また、改善工夫がどのようになされるべきか等。

決算審査特別委員会委員

今回は、議長及び監査委員を除く10名全員で実施しました。

審査期間

平成27年9月17日
～10月2日

審査場所

吉松庁舎
2・3委員会室
及び現地調査

委員長

宮里 廣昭

副委員長

橋元 義嗣

平成26年度決算

(円)

	一般会計	特別会計		
		国民健康保険	介護保険	後期高齢者
歳入総額	7,095,996,295	1,601,610,368	1,368,415,780	137,685,099
歳出総額	6,716,591,433	1,596,210,849	1,353,408,566	137,670,399
差引額	379,404,862	5,399,519	15,007,214	14,700
翌年度に繰り越すべき財源	154,480,000	0	364,000	0
実質収支額	224,924,862	5,399,519	14,643,214	14,700

水道事業	収益的		計	資本的		計
	収入	支出		収入	支出	
	253,478,936	199,449,273	54,029,663	152,988,400	343,238,829	△190,250,429

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額 190,250,429 円は、過年度分損益勘定留保資金から補てん

<総括意見>

平成26年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計における決算については、以下の総括意見を付して認定しました。

○町税等の徴収については町税徴収事務運営方針に基づき未収金の解消に努めているが、まだ多額の未収金があるので、最大限の努力を望む。また今後、一般行政経費の節減や効率的、効果的に予算執行を行い、あらゆる経費の見直し、財政健全化対策に取り組んでいただくよう強く期待する。

○登記事務について、専門職員等を配置する体制づくりを行い、未登記の早期事務処理に努めていただきたい。

○平成25年度の公金横領事件については、絶え間ない努力は理解していますが、残高7千64万6千円という多額で、町民の町政への不信と納税意識等への低下を回復するためにも、管理・監督責任を問う町長等の給料減額を行った経緯だけで終わるものではなく、早期回収に向けて最大限の努力を強く望む。また、今後、職員全体でこのような事件が二度と起こらないように綱紀粛正にも努め、本町の財政運営、行政改革に努めていただきたい。

決算 主要事業

交通安全対策事業

事業費 230万円

- 内容** 交通安全上問題のある道路等に交通安全施設を設置し、未然に事故防止を図る。
- 質疑** 「交通安全対策事業の看板設置については、どのようなものか。」
- 回答** 「注意看板については、歩行者の安全等を考慮した観点から警察関係と現場検証を行い、カーブ等に注意喚起を促す看板を設置している。むらづくり方策等で要望がありますので、現場を見ながら必要と思われる個所には対応をしています。」

体育館管理事業

事業費 1191万4千円

- 内容** 栗野体育館・吉松体育館の適正な維持管理
- 質疑** 「体育館管理事業について、吉松体育館の年間利用者数が増になっているがその要因は。」
- 回答** 「学校の部活動指導者等への連絡の強化を図り、スポーツ施設等の紙面にも掲載する等、広報を行った結果だと思えます。」

人材育成事業

事業費 49万8千円

- 内容** 本町の産業・教育・文化等の振興及び活力と魅力あるまちづくりに寄与するものと考えられる者の研修に対し経費の一部を補助する。
- 質疑** 「人材育成事業で海外研修に2名行っているが、研修後の参加者の活動はどうなっているか。」
- 回答** 「国際交流事業でハロウィンパーティーや各種イベント等でボランティアとして活動していただいております。生涯学習大会等で研修発表が出来ればと検討しているところです。」

障害者自立支援給付等事業

事業費 9637万円

- 内容** 障害者が施設で入浴や機能訓練等の介護を受けることにより、機能回復はもとより日中の介助者の負担軽減を図る
- 質疑** 「障害者が施設で入浴や機能訓練等の介護を受けているが、障害者生活介護の利用日数が前年度より2.6倍に増加しているが原因は何か。」
- 回答** 「障害者も年齢とともに障害の度合いが重くなっていく関係があり、重度の障害者が増えたことから利用者日数が増えたことによるものです。」

平成26年度

学校給食管理事業

事業費 2774万3千円

- 内容** 学校給食の充実及び安全・衛生面に配慮しながら栄養のバランスがとれた給食を提供し、体位の向上と健康増進はもとより、食事を通じて豊かな心の育成を図る。
- 質疑** 「食物アレルギーをもった児童生徒の状況と対応はどうしているか。」
- 回答** 「平成26年度は、牛乳などを含めて食物アレルギーのある児童生徒が14名います。給食についても、保護者等と密に連絡をとりながら、食物アレルギーによる事故が起こらないように、対応しています。また、平成26年度にアレルギー対応マニュアルを作成いたしましたので、それに基づいての対応を行っております。」

衛生処理場管理運営事業

事業費 3294万円

- 内容** 一般廃棄物処理法に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行っている。平成20年8月から指定管理者に業務を委託している。
- 質疑** 「衛生処理場を指定管理しているが、初年度からすると指定管理料は増えているのか。増えているとすれば、その要因は。」
- 回答** 「指定管理料については、当初からすると燃料費の高騰と施設の老朽化に伴う修繕費や人件費等が増加しています。」

町民税等徴収

- 内容** 国税徴収法・地方税法関連法規の専門的な研修を行い滞納整理の早期着手に努め滞納者の財産調査・実態調査を行い差し押さえを行った。
- 質疑** 「平成26年度については財産等の差し押さえを行っていますが、どのように行っているのか。」
- 回答** 「差し押さえについては、まず、預金残高、生命保険、給与支払状況等の調査を行い、財産が発見されれば、差し押さえを行っています。」

水道事業

- 質疑** 「水道料金の未収金回収について未収金が減っていて、滞納の回収が年々良くなっているが、給水停止が26年度もあったものか」
- 回答** 「停止予告を195件行い、その内、77件の給水停止を行いました。」

町道駅前通り線測量設計業務委託

事業費 1134万円



(旧法務局から県道55号線まで)

内容 町道駅前通り線改良舗装工事に伴う測量設計業務委託

質疑 「町道駅前通り線測量設計業務委託が、平成26年度に行われているが、今後の見通しについてはどうか。」

回答 「国の社会資本整備総合交付金事業が大幅に削減されており、現在のところ見通しは立っていませんが、住民説明会等も完了していることから県に対して追加要望を行っている状況であります。」

グリーンツーリズム推進事業

事業費 50万円



内容 本町におけるグリーンツーリズムの推進を図るための活動補助金

質疑 「グリーンツーリズムの活動補助金について、活動団体等から要望的なものはあったのか。」

回答 「グリーンツーリズムの中では、今年度から5戸の農家の方が民宿を始めています。そのようなことから、民宿研修や丸池周辺でのイベント開催、さらに、そばを栽培しての祭り等の開催が予定され、交流人口を増していくよう考えております。」

ふるさと応援対策事業

事業費 17万1千円



内容 1万円以上のふるさと応援寄附に対し、地場産品を返礼品として贈呈した。※H26年度寄附件数54件

質疑 「ふるさと応援寄附金が増になっているが何故か」

回答 「ふるさと応援寄附金については、平成25年度は返礼品の贈答を行っていませんでした。平成26年度から返礼品の贈答を始めました。返礼品は2種類でその中から寄附者を選んでいただいています。なお、返礼品に取り組むようになってからは、寄附金額で1万円を寄附される方が多くなりました。」

平成27年 第3回定例会・臨時会

一般会計予算 総額 68億2,141万4,000円に

第3回定例会は9月9日招集され、10月16日までの38日間の会期で開催されました。

今定例会では、平成27年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算のほか、マイナンバー制度に伴う条例関係について、それぞれ原案のとおり可決しています。また平成26年度の各会計の決算については、各会計ともそれぞれ認定しました。更に、陳情1件を採択し、意見書2件を可決しています。

一般質問では、議員8名が13項目について質問しました。

第3回臨時会では、元職員の免職処分取消請求事件に係る第1審の判決がだされたことに対し、控訴を行うための議案及び予算が提出され、それぞれ可決しました。

文化財施設 整備工事費

松尾城周辺整備として、南御門の設置や石畳の道路等を整備するための工事費です。



多世代交流・多機能型 支援施設整備工事費



高齢者世帯や子育て世帯を支援する拠点づくり事業として、中津川教職員住宅を改修する工事費です。

電算機器 購入費

マイナンバー制度に伴うパソコン端末機器等の備品購入費です。



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情者：湧水町木場 高山 寿 氏

社会状況等の変化により学校は、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等の課題、また、いじめ、不登校など生徒指導の課題等に対し、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行うためには、複式学級の解消は極めて重要な課題であり、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、その結果、自治体の財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。こうしたことから、政府の予算編成において、下記、3項目にわたる事項の実現に関する意見書を、国の関係機関に提出して頂きたいとするもの。

記

1. 子供たちの教育環境改善の為に、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

採択

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠であるとする陳情の趣旨は理解できる。

※採択により、関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

どうなった!

私の陳情書

発議：「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。また、障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、国の関係機関に対して、「手話言語法」制定が実現されるよう強く求めるものである。

原案可決

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を可決しました。

※関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

こんなことが決まりました

議案	案	提案理由等	結果
報告第3号	湧水町土地開発公社の経営状況の報告について	地方自治法第243条の3第2項の規定により、湧水町土地開発公社の経営状況について報告するもの。	—
報告第4号	平成26年度湧水町健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成26年度湧水町健全化判断比率の4指標を報告するもの。	—
報告第5号	平成26年度湧水町水道事業会計資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度湧水町水道事業会計資金不足比率を報告するもの。	—
認定第1号	平成26年度湧水町一般会計歳入歳出決算の認定について	P3参照	認定
認定第2号	平成26年度湧水町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P3参照	認定
認定第3号	平成26年度湧水町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P3参照	認定
認定第4号	平成26年度湧水町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P3参照	認定
認定第5号	平成26年度湧水町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	P3参照	認定
議案第42号	平成26年度湧水町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	地方公営企業法の規定により、平成26年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第43号	湧水町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに設ける必要があることから、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第44号	湧水町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置等を講ずる必要があることから、所要の改正をしようとするもの。	原案可決
議案第45号	湧水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保する必要があることから、本条例を制定しようとするもの。	原案可決
議案第46号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第5号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6825万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億641万7千円とするもの。	原案可決
議案第47号	平成27年度湧水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1845万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4443万5千円とするもの。	原案可決
議案第48号	平成27年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1243万9千円とするもの。	原案可決
議案第49号	平成27年度湧水町水道事業会計補正予算(第1号)	公営企業会計新制度に伴う業務支援委託料及び幸田・竹迫簡易水道再編推進事業に伴う工事費の増が主なもの。	原案可決
議案第50号	損害賠償の額を定めることについて	台風15号による倒木事故に関し、損害を賠償するため、議会の議決を求めるもの。	原案可決
議案第51号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第6号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1425万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億2067万5千円とするもの。	原案可決
陳情第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	P8参照	採択
発議第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書について	P8参照	原案可決
発議第4号	「手話言語法」制定を求める意見書	P8参照	原案可決
議案第52号	控訴の提起について	免職処分取消請求事件に係る第一審判決に対し不服があるため、控訴を提起しようとするもの。	原案可決
議案第53号	平成27年度湧水町一般会計補正予算(第7号)	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億2141万4千円とするもの。	原案可決

を問う！

環境変化に対応する集落営農の取り組み状況は 様々な機会を活用して推進を図っていきます



吉永 義和 議員

吉永

農業・農村を取り巻く環境は、人口減少・高齢化社会にあつて、担い手の高齢化、農業後継者不足、野生動物による農作物被害などの課題が山積するなか、集落の将来を考えたときに農業後継者がいないが農地を守って行かなければならないという認識のもと、本町の基幹産業である農業を安定した産業とするには、「集落営農」の組織化の推進が必要と考えますが、現状と課題について伺います。

町長

集落営農推進に関しては、担い手不足やリーダー的人材の育成・確保が難しく、組織化が遅れている状況です。様々な機会を活用して集落営農の説明を行い、推進を図ってきたいと考えます。

吉永

政策対応型の組織化でなく合意形成が必要である。どのように集落の合意形成を図ればよいか。

町長

難しい農業をどうしていくか、みんなで考えて農家もですが行政自体も踏まえて合意形成に至るきっかけづく

りをしていきます。

吉永

法人化の推進について

町長

安定した経営体として、多くのメリットがあると考えています。今後さらに勉強しながら考えていきたいと思っております。



国民の祝日「山の日」について

吉永

国民の祝日に関する法律の改正によって、来年から8月11日が「山の日」となり施行されます。「山の日」条例の制定について伺います。

町長

現行法の中で後世に引き継げると思われますが、条例の制定は今後検討いたします。

吉永

本町のシンボルである栗野岳や阿波溪谷を活かした取り組みの考えはないか。

町長

栗野岳は霧島錦江湾国立公園内であることや阿波溪谷は河川区域内であり、まずは清掃等含めた環境整備の取り組みが必要と考えます。

吉永

阿波溪谷を活かした取り組みで川岸を散策できる遊歩道を整備する考えはないか。

町長

今後検討いたします。

○その他の質問

農業振興地域整備計画の見直しについて

町政

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!



元職員の公金横領の返済は 何年かかっても全額返済させます

久留須 修 議員

平成26年5月	3,329,377円
6月	40,000円
7月	100,000円
8月	100,000円
9月	100,000円
10月	100,000円
11月	80,000円
12月	484,000円
平成27年1月	100,000円
2月	100,000円
3月	150,000円
4月	123,000円
5月	100,000円
6月	100,000円
7月	100,000円
8月	100,000円
合計	5,206,377円

久留須

元職員による公金横領事件が発覚して

1年5ヶ月余り、その間全額返済を早期に行う旨強く求めていることは察知していますが、次の点について伺います。これまでの返済額及び残額。

町長

返済額は、8月末で五百二十万六千三百七十七円、残額七千二百三十三千円。

久留須

毎月滞りなく返済しているのか。月毎に示してほしい。

町長

久留須

これまでの返済ペースでいくと何年かかるのか。先が危惧されないか。

町長

毎月本人とも接見し毎月必ず返済するように促しています。また、本人の給与のみでは返済が難しいことから、両親に相談し、財産処分や年金の満額支給開始後並びに臨時的収入があった場合には返済に充てるようにしており、何年かかっても全額返済させます。

久留須

毎月本人が持参した上返済していると聞くがいかがな態度か。

町長

毎月現金持参ではなく口座振込となっております。本人とは毎月接見しており、態度や表情、返済に対する考えなど毎回聞き取りを行っており、何年かかっても必ず返済すると言っています。一時期は体調を壊した

時もありましたが、最近では体調もよくなっています。

久留須

家族との接見はどうしているのか。接見しているとすれば、返済に対する考え方はどのようなものか。

町長

両親ともこれまで17回接見し、本人の返済に協力するよう強くお願いしております。本人の給与のみでは返済出来ないことから、毎月両親に協力いただいています。今後財産処分や年金の満額支給となった時や臨時収入があった時は返済に充て1年でも早く返済したいと話しています。

久留須

横領容疑で刑事告訴されたが経過報告等はどのようになっているのか。

町長

捜査に関することは一切教えてもらえません。



栗野駅前の交通安全施設の整備について 信号機の早期設置のお願いをしました

綾織 まち子 議員

綾織

栗野駅から国道268号線に向う一目点滅信号の交差点は、頻繁に交通事故が発生しており、常設の信号機の設置が必要であると考えますが町長の見解を伺います。

町長

ご質問の交差点は、鹿兒島県公安委員会の判断により、現在の点滅信号が設置しており、一旦停止の規制となっており、この一旦停止等を怠ることによる車同士の事故が多発しております。そのため平成26年度に事故多発危険箇所として、関係機関が参集して道路診断が実施され、町としては横川警察署に信号機の設置をお願いしました。本年度になって、7月に引き続きまた交通事故が発生したため、横川警察署に信号機の早期設置のお願いをいたしましたが、県の公安委員会では本年度の事業実施が出来ず、横川警察署では平成28年度に引き続き上申することとなります。なお、信号機が設置さ

れるまでは、通行される方々に一旦停止等の交通ルールを守り、事故の発生しないよう周知したいと思います。

綾織

この交差点で、人身事故1件、物損事故1件発生しており、町民にも大変危険な場所として、認識されていますので、これ以上に事故が起きないよう早急に設置の要請を考えて頂きたい。



行政からの各種 申請書類等について

綾織

行政から各種申請書等が、住民に届き、必要によっては、個人申請で提出すべき書類などがあるが、高齢者等の交通弱者に配慮した申請の仕方などは考えられないか。臨時福祉給付金申請についても、対象者のみに発送するなどできないものか、町長に伺います。

町長

臨時福祉給付金は、国の取扱い通知に基づき手続きを行っていますので、税情報は、本人の同意が必要で、同じ役所内でも同意なく利用する事はできなく、公的身分証明書の写し等の提出が必要です。

綾織

住民目線で柔軟性のある対応をして頂きたい。



特殊詐欺事件の状況と対策は

関係団体と連携し未然防止に努めます

池上 滝一 議員

池上

特殊詐欺事件については未だ全国的に増加傾向にあり、本県においても今年上半期において同じような状況である。被害者の多くは高齢者であり高齢化率の高い本町においても重要視する問題であると思うが、最近の状況はどのようなものか。

また、詐欺事件を撲滅する対策として、通話録音機などの導入により大きな効果を挙げている自治体もあるが、今後の対策について伺います。



町長

悪質商法・詐欺事件から町民を守るための電話機及び玄関先に貼る悪質商法対策用シールや冊子を全戸配布し注意の喚起を行っております。また、福祉団体、防犯関係団体等と情報交換を密にし、被害の未然防止に努めているところです。最近の被害状況につきましては特にありませんが、町民から詐欺被害の相談があった場合は、県消費者生活センター及び警察署と連携しながら、引き続き町広報・旬報・防災無線等で広報・啓発を行いましたと思います。被害に遭わないための通話録音機の導入については、現在のところ難しいと考えます。

事故防止に対する

交通安全環境整備は

池上

今後において進展する高齢化社会を考慮すると本町としても独自に交通事故防止に効果があると思われる場所には特色のある標識や看板な

る高齡化社会を考慮すると本町としても独自に交通事故防止に効果があると思われる場所には特色のある標識や看板な

どを率先して配置する施策が必要と考える。特に栗野駅前交差点については、早急な対策が必要になると思うが町長に見解を伺います。



町長

町として独自に設置できる注意喚起を促す

看板については、地域の状況等を調査し必要な箇所については設置している場合もあります。質問のありました、人形型の物や看板など注意を喚起する設置については公安委員会等の関係もあり課題があります。栗野駅前交差点を通常の信号機にする要望は今後も引き続き申し上げて参ります。

○その他の質問 ドローンの活用について



伊佐湧水消防組合の今後を伺う

南消防署吉松分遣所の2署所体制でいく

境田 公明 議員

境田

本年6月18日の伊佐湧水消防組合臨時議会において、南署と吉松分遣所の統廃合を前提とした議案が提出され否決になりました。今後の消防組合の在り方について町長はどのように考えているのか伺います。

町長

これは伊佐湧水消防組合本部及び消防署の設置等に関する条例及び伊佐湧水消防組合公告式条例の一部を改正する条例の制定について提案され否決されました。今後は、住民の方々が安心して暮らせる町づくりが基本でありますので、消防組合の在り方を考えていきます。



境田

伊佐湧水消防組合の組織の在り方についてどう考えているのか伺います。

町長

臨時議会でも申しましたが理解できない。廃止という言葉が出てきたが、2つの町が合併した時の将来像を無視した提案であり、私の任期中は署所の統廃合は考えておりません。特に吉松分遣所はえびの市の関係も考える必要があります。

境田

2人の首長が、管理者と議員の立場である。今回も事前に首長同士の話し合いがなされれば、このような提案はなかったと思いますが、この点についてどのように考えるか伺います。

町長

一部事務組合では議員ですが、湧水町では町長です。他の一部事務組合でも、構成市町の町長は議員にな

ることになっていますので、担当職員にも事前にしっかりと協議するように指導している。

境田

庁舎も築40年を過ぎるが増改築について町長はどのように考えているか伺います。

町長

増改築の話もありますが辛抱するところは辛抱する。今現在不自由があるが、対応はできていると考えています。

境田

職員の配置について現在87名の人数的には厳しい環境で業務を遂行していますが、町長はこの人員数をどのように考えるか伺います。

町長

職員の人事は管理者の判断するところでありますが、現場からは特別人事配置について聞いておりません。



湯谷川の寄洲除去を 県に強く要望します

松元 昭治 議員

松元

河川内の寄洲は、大雨等での流水阻害を起こし河川を氾濫させる大きな要因であり、県が管理する湯谷川の寄洲については年々堆積土や竹等が生い茂り住宅周辺でもあることから早急な寄洲除去が必要と考えますが町長の見解を伺います。

町長

ご指摘のとおり河川内の流水阻害物は除去しないと災害の要因となります。ご質問の河川は県の管理となりますので県に強く要望いたします。

松元

町内一円、県の管理また町の管理の河川など多くあり、寄洲や堆積土による大雨時の流水阻害が危惧されますが、今回、私が特に危惧しているのは、湯谷川で、堆積土や葦竹等が川面を覆い、川幅の一番狭い所では30cmくらいしかありません。住民への影響が考えられる砂走橋

下流についての対策が早急に必要と考えます。また、町長は平成27年度の施政方針の中でも県河川における内水対策に対する取組みについて必要性も述べており一日も早い除去整備が必要であります。

町長

綿打川、湯谷川両方も県の管理でもあり、県に強く要望していきます。また、河川関係は特に地元住民の協力が必要です。地元住民の方々に協力してもらえように伝えてください。私もいつも考えているのですが、現状のような状態です。私も強く県に要望していきます。また、川内川全体のことを考えながら国土交通省と一緒にやっていきます。



教育行政の基本的認識を問う

教育大綱に基づき教育を推進する



森山 マスミ 議員

森山 我町小さな自治体における教育や地域教育に対する基本的認識を伺います。

町長

法改正後、湧水町総合教育会議において教育大綱を定め学校・地域・教育の三本柱を設定し教育委員会が連携を図り進めます。

教育長

大綱に基づく教育推進にあたり「豊かな心と健やかな体の育成」など5視点を置き、関係者と一体で取り組みます。

森山

全国統一テスト結果は県で最下位に近いと聞く。学力向上の具体策を伺います。

教育長

結果は芳しくないが、今後使命感をもって家庭や地域と連携して取り組んでいきます。



森山 町学力向上推進会議などへ提示する対策を伺います。

教育長

学習指導要領により、分かり出来るようになる習熟度別指導を推進します。

森山

10月からの土曜授業について伺います。

教育長

始良伊佐地区3市1町で毎月第2土曜日に固定した3時間授業で、内容は学校長が具体化します。

森山

幼稚園の時間延長は文部科学省幼稚園教育要項や同局長通達、本町要覧大綱があってもできないのか。

教育長

職員の勤務体制や保育園との関係等もありません。

森山

本町の定員は105名、在籍は34名。園児増加策、緊急性は高い。町外の幼児を受け入れるような規則改正を願う。

ホームページ等での宣伝告知を希望していたがまだないが。

教育長

多くの子どもを受け入れたいとの思いはある。ホームページ等は現在調整中で近日中に提示できると思います。

森山

学校給食について、県下35市町村の81%が地場食材を給食としている。本町の現状は。

教育長

有機農産物の問題は大きさや形の不揃いで速やかな調理の妨げ、価格上昇になる。生産者と保護者の理解が不可欠であります。

町長

質問を聞いて一般行政と教育委員会との連携、さらに生産農家への出荷体制指導の必要性を痛感した。今後質問趣旨を活かす方向を目指します。

森山

地域で育て、地域で学び地域を活かす教育文化の振興に取り組まれることを期待します。



拡大する放置竹林の整備について

新しい分野からの考え方など協議していく

仮屋 良二 議員

仮屋

拡大する荒れた竹林の整備について、近年、

荒れた竹林、放置された竹林が全国的にも問題化されています。高齢化となり山に入らないためそのまま放置されたことで、30年間で最大10倍に拡大しているところもあります。また、竹林拡大の影響で起こりうることで土砂災害の危険性があるといえます。このようなことから、本町の山林・田園風景を後世に残すため、竹林整備の取り組みに力を入れる考えはないか伺います。

町長

本町の民有林は、6636ヘクタール

の内、竹林は約299ヘクタールあります。山林は、地球温暖化の防止や災害防止等の保全や水源涵養・生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、このような機能の持続的発揮のためには、適切な竹林の管理も必要と思います。県の補助事業を活用して、竹林整備、保全を推進していきたいと考

えます。

仮屋

竹林オーナー制度事業について

※竹林所有者（オーナー）を北始良森林組合と町が協議し、オーナーは1区画、年間金額で利用できるという事業。

町長

山林とは違う面があります。筍が生え一年

一年収穫ができる。このことについては十分勉強させてもらいたいと思います。これから後の山のあり方を基本的に考え直す必要があると思っています。

仮屋

竹粉碎機貸出し事業について

※町が所有する竹粉碎機（チップ）を貸出する事業。

町長

現在、粉碎機（チップ）はシルバー人材

センターにお願いしてあります。しかし、町民に貸出する体制では

ない。管理や貸出する体制等は、内部で検討してまいります。

仮屋

竹林整備促進事業について

※町内で伐採された竹の買い取り価格、1トン当たりの額の補助金と商工会商品券を上乘せして交付する事業

町長

本町では県の事業で竹林資源活用推進事業

やかごしま特用林産物総合対策事業など取り組んでいます。本町では、竹林を基本的問題として取り組んだことはないと言っていると思います。新しい分野からの考え方など竹林振興会や筍農家との協議を持ちながら取り組んでまいります。





議会の動き



月	期日	曜日	議会の動き
7月	3	金	・農業農村推進協議会 ・農業再生協議会
	7	火	・正副議長研修会
	8	水	・広報編集委員会※7/22まで
8月	9	木	・福島県石川地方町村議会議長会研修
	15	水	・地方創生研修会 ・第2回地方創生・議会活性化特別委員会
9月	6	木	・経常常任委員会 ・市町村政研修会
	10	月	・議会運営委員会
	12	水	・議員全員協議会 ・第2回臨時議会 ・各常任委員会
	15	土	・町戦没者追悼式
	18	火	・議会運営委員会
	21	金	・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会 ・議員全員協議会 ・長島町・さつま町・湧水町3町議員合同研修会
10月	24	月	・始良・伊佐介護保険組合議会定例会 ・県後期高齢者広域連合臨時議会
	27	木	・議会広報研修会
	28	金	・伊佐北始良環境管理組合議会定例会

9月	2	水	・所管事務調査(総務常任委員会)福岡県上毛町※9/3まで
	7	月	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・地方創生・議会活性化特別委員会
10月	9	水	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・第3回議会定例会 本会議 ・決算特別委員会 ・各常任委員会
	10	木	・本会議(一般質問 3名) ・議員全員協議会 ・経常常任委員会
	11	金	・議会運営委員会 ・本会議(一般質問 3名) ・各常任委員会
	14	月	・議員全員協議会 ・本会議(一般質問 2名・追加議案上程) ・地方創生・議会活性化等特別委員会 ・各常任委員会
	16	水	・区長会と語る会
	17	木	・決算特別委員会
	18	金	・決算特別委員会
	24	木	・決算特別委員会
	25	金	・決算特別委員会
	28	月	・決算特別委員会
30	水	・本会議	

傍聴にお越しく下さい。

次の定例会は11月下旬予定

長島町・湧水町・さつま町議会議員合同研修会

